

## 森林経営管理制度の推進～市町の支援について～

## 1 テーマの趣旨・目的

令和元年度開始の森林経営管理制度（以下「制度」という。）は5年が経過し、市町村森林経営管理事業による森林整備を実施した市町がある一方、大半の市町は意向調査は実施しているものの、集積計画の策定等による森林整備に繋がっていない。その原因は、森林整備の方針が不明確かつその核となる整備すべき森林が定義されていないことにある。そこで、県は令和5年度に市町村森林整備カルテを作成し、県独自の森林ゾーニングから抽出した発災・被災リスクの高い森林を「要整備森林」とし、制度で優先して整備すべき森林として位置づけた。

カルテとは 市町村ごとに森林経営管理制度で整備すべき森林（発災・被災リスク高＝要整備森林）をゾーニングを活用して抽出し、優先順位付けしたもの

## カルテの項目

- 森林・林業に関する現状分析
  - 所有形態別、林種別、樹種別、スギ林齢別、ヒノキ林齢別の各面積
  - 林道密度、作業道開設延長、間伐面積、素材生産量、森林環境譲与税額、森林経営計画面積
  - 各市町のSWAT分析（強み、弱み、機会、脅威）
- 森林経営管理制度の進捗状況
  - 意向調査、集積計画、配分計画、市町村森林経営管理事業、森林経営計画移行面積
- 森林経営管理制度に係る10か年計画
  - 要整備森林の面積
  - 地籍調査および境界明確化事業の実施方針
  - 市町村の意向
  - 10か年計画（意向調査、集積計画、森林整備、境界明確化の各面積、事業費、対象地域）

## 市町村森林整備カルテの内容

今回は、要整備森林を中心とした森林の整備を確実に実行するため、主に市町に対して行った意向調査から森林整備に至るまでの流れの支援について報告する。

## 2 現状及びこれまでの取組の成果・課題

## (1) 現状

日野振興センター管内の7市町では、令和元年度から意向調査に取り組んでいるが、市町村森林経営管理事業により森林整備を実施したのは2町のみである。他市町は意向調査後の集積計画策定の検討も行われず、森林整備が停滞している状況にあった。また、森林組合においても、意向調査後に市町から森林を斡旋されても、森林経営計画の策定に進んでいない状況にあった。

また、市町は、地籍調査未実施地区では林地台帳地図

（公図）と森林簿（森林計画図）との乖離が大きいためにより、意向調査の対象森林の選定段階で森林資源情報との突合作業に多くの時間を要していた。

## &lt;日野振興センター管内の市町村の制度実施状況&gt;

	意向調査	集積計画作成	森林経営管理事業 (森林経営計画)
江府町	1地区	1地区	1地区
日野町	2地区	1地区	1地区
日南町	4地区	—	(1地区)
米子市	3地区	—	—
南部町	2地区	—	—
伯耆町	6地区	—	(1地区)
大山町	5地区	—	—

## (2) 取組内容

県、森林経営管理支援センター、森林組合と市町とで個別協議又は全体会議を開催し、制度の実施方法等の協議及び情報共有を行った。協議内容については次のとおりである。

## ① 森林整備が効果的な地区の選定

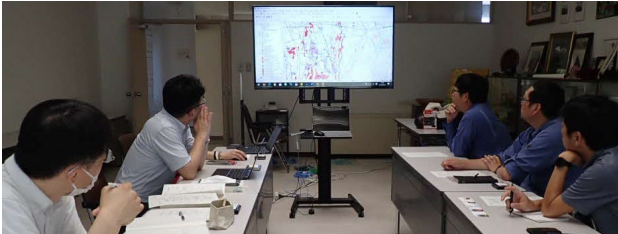
意向調査の実施にあたり、要整備森林の整備の緊急性について、航空レーザデータや森林GISの活用、現地調査によって確認した。また、意向調査対象地が意向調査実施後に森林経営計画を策定可能かどうか協議した。



上図・航空レーザデータによる検討 下図・現地調査

## ② 過年度意向調査実施地の停滞状況の解消

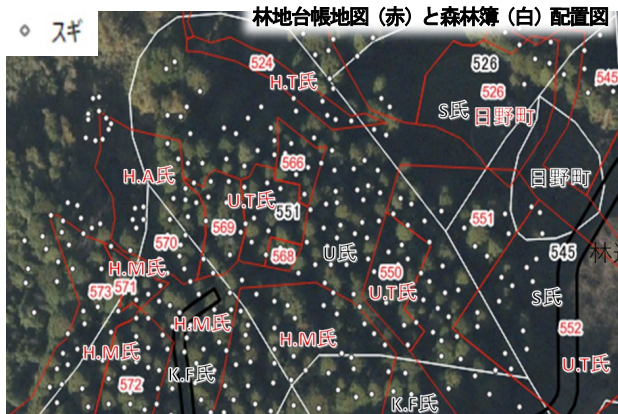
意向調査実施後に集積計画が未策定になっている地区について、集積計画や森林経営計画の策定、集約化について協議した。



森林GISを使った市町毎の個別協議の様子

## ③ 省力化（森林GISの活用）

森林GISを活用した林地台帳地図（公図）と森林簿（森林計画図）の突合方法をマニュアル化するとともに森林GIS操作を指導し、意向調査等の対象森林絞込みの省力化に取り組んだ。



地籍調査未実施地区の境界・地番・所有者の不安合状況

### (3) 成果

市町毎に実施した個別協議により、市町固有の問題が鮮明になり、次のとおり解決が図られた。

#### ① 森林整備が効果的な地区の選定

市町担当者の要整備森林についての理解が進み、整備の緊急性を優先した意向調査が必要であると認識された結果、意向調査実施計画が見直しされた。

#### ② 過年度意向調査実施地の停滞状況の解消

集積計画や森林経営計画の策定の検討が始まり、森林GISを活用した机上検討や現地調査による森林整備の可否基準も策定された。また、森林整備の必要のない森林については所有者に意向調査結果が通知され、ひとまず停滞状況が解消された。また、各市町において森林経営計画を策定するための支援事業が決まり、計画策定への取組が活発になった。

## ③ 省力化（森林GISの活用）

森林GISを使った絞込作業の有効性が認識され、意向調査対象森林決定までの省力化が図られるとともに森林境界明確化の検討が始まった。

### (4) 課題

意向調査を実施予定の地区の要整備森林を机上（航空レーザデータ）や現地を確認したところ、立木密度が低い等、実際にはおおむね整備の緊急性が低いことが判明した。緊急性の高い森林を優先して整備するためには、改めて要整備森林の机上・現地調査を行い、意向調査計画に反映させる必要がある。

また、市町村森林経営管理事業が実施できる森林が現時点で少ないため、事業効率の観点から森林経営計画による整備も必要である。この場合には、急傾斜地での材の搬出、玉切り、集積等、特殊作業が発生し費用が掛かるため、それを補う支援策が必要となる。

また、意向調査は地籍調査実施済地域を中心に行われていることから対象地が無くなりつつあり、いずれ地籍調査未実施地域で実施することを見据え、森林境界明確化に取り組むことも必要である。

## 3 今後取り組むべき内容

要整備森林を机上・現地調査し、意向調査実施計画修正への助言を行うとともに、森林整備の緊急性が確認された場合は速やかに市町村森林経営管理事業実施を指導し、実施権配分計画も含めて森林整備の方向性の策定を支援する。緊急性のない場合は森林所有者へ意向調査実施結果の通知を行うとともに、森林経営計画の策定による集約化を目指す。

一方、森林整備の受け手となる意欲と能力のある林業事業体についても、ICT利活用の研修等によって生産性向上を支援し、確実な受け手・担い手として育成する。

また、地籍調査未実施地区の森林整備を進めるため情報提供や手法等の支援を行い、森林境界明確化を推進する。

このように、引き続き市町及び林業事業体双方への助言及び育成と、森林経営管理制度及び森林経営計画制度の活用による安定した森林整備体制を実現し、適正な森林整備を進めていきたい。